

令和5年9月25日

日本労働評議会

中央執行委員会委員長 長谷川 清 輝 殿
同 茨城県本部委員長 工 藤 貴 史 殿
同 筑波大学分会 竹 谷 悦 子 殿
吉 原 ゆかり 殿

国立大学法人筑波大学長

永 田 恭 介
(公印省略)

2023年9月18日付け「再度の団体交渉申入れについて」について (回答)

2023年9月18日付けで連絡がありました事項につきまして、下記のとおり回答します。

記

貴組合より受領した書面に基づき、貴組合が議題として考えている具体的内容について確認し、貴組合が主張する下記の「一」、「二」を議題とし、本学に在職する貴組合の組合員の労働条件に関し団体交渉を行うことに合意いたします。

- 一、当組合の組合員に対し、今後、定年前2年間給与減額制度による給与の減額が行われな
いことの確認を求める。
- 二、入学試験が行われる際等に、教員が行った休日労働について、賃金の支払いを行うこと、
また、今後教員に休日労働をさせる際には、賃金の支払いを行うことを約束することを求
める。また、休日労働を行った教員に振替休日を取るよう要請し、事実上無償労働を強い
るようなやり方を直ちにやめることを求める。

なお、貴組合から申入れのありました団体交渉の日程につきまして、ご提示いただいた日
程では都合が付きません。下記の日程であれば対応することが可能ですので、令和5年10
月6日(金)までに書面にてご連絡くださるようお願いいたします。

- ① 10月25日(水) 18時00分から最大20時00分まで
- ② 10月27日(金) 18時00分から最大20時00分まで

場所は日時確定後にお知らせいたします。準備の関係上、当日の出席者についてもお知らせください。なお、会議室の都合上、貴組合からの出席者は最大8名としていただけますようお願いいたします。また、本学側の出席者については本学の裁量の下で検討し、決定することも申し添えます。

また、本学が貴組合に対し議題の整理を求めたことについて、「常識的に見て、上記のような対応は団体交渉拒否と解されます」「団体交渉を拒否しない」と口で述べつつ、これ以上の引き延ばし行為を行うようであれば、それは労組法7条2号の禁ずる団体交渉拒否の不当労働行為に当たります。」とすることは貴組合独自の解釈であり、団体交渉が対等な交渉の機会を設けることを目的とするものである以上、貴組合の主張の前提となる事実を誤認があれば、建設的な交渉の実施のため、議題の整理を行うことは必要であると考えており、団体交渉拒否に該当するものと解しておりません。

※ 郵送またはFAX(029-853-3979)にてご連絡をお願いします。

以上